

○ 自動車税（環境性能割・種別割）の減免申請手続き

（１）減免申請書の提出期限及び提出先

減免を受けようとする場合には、「自動車税（環境性能割・種別割）減免（減額）申請書（障害者に係るもの）」に必要書類を用意し、提出してください。

自動車の区分	申請書の提出先	提出期限
すでに所有している自動車	自動車の保管場所を管轄する <u>県税事務所</u>	5月31日または納期限まで
これから登録しようとする自動車	ナンバープレートの区分	登録から30日以内
	水戸 <u>水戸県税事務所自動車税分室</u>	
	土浦・つくば <u>土浦県税事務所自動車税分室</u>	

（注１）これから登録しようとする自動車のうち、登録時に課税されない自動車については、自動車の保管場所を管轄する県税事務所に申請してください。

（注２）これから登録しようとする自動車のうち、登録日の翌日以降に減免申請を行う場合は、登録日に自動車税（環境性能割・種別割）を納付し、減免承認後、還付することになります。

（２）必要書類

ア) 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

（原本が必要です。）

各手帳の交付年月日は、3月31日時点（すでに所有している自動車）または、登録日以前（これから登録しようとする自動車）である必要があります。

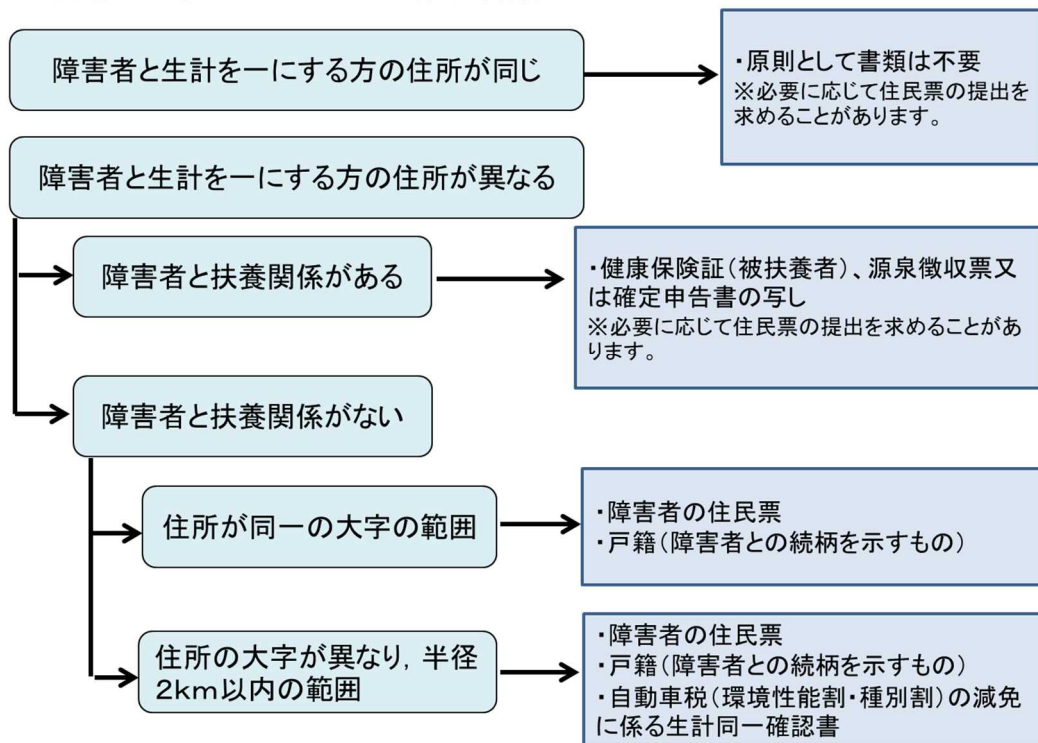
イ) 運転免許証（写し可）

写しは免許証の両面が必要です。

ウ) 生計を一にすることを示す書類

障害者と生計を一にする方が自動車を所有する又は運転する場合には、次の書類を添付します。

生計を一にする方についての添付書類



エ) 一時帰宅証明書

障害者が福祉施設へ入所している場合には、福祉施設から週に1度（月に4度）以上一時帰宅や通院等で送迎していることの証明を受けてください。

オ) 常時介護証明書

障害者のみまたは未成年と障害者のみもしくは70歳以上の方と障害者のみで構成される世帯の方が所有（取得）する自動車を、継続して週に3日以上、障害者のために運転しているかまたは運転する見込みのある方については、障害者の居住している市町村で証明を受けてください。

カ) 納税通知書

キ) 車検証の写し（車検証が電子車検証である場合にはその写し又は自動車検査証記録事項の写しでも可）

これから登録しようとする自動車で、登録日の翌日以降に減免申請する場合は、添付してください。

ク) すでに減免を受けている自動車の抹消登録証明書または移転登録後の車検証の写し

これから登録しようとする自動車を減免申請する際に、すでに減免を受けている自動車がある場合は添付してください。ただし、同一住所の家族に移転登録した場合には、新たな減免申請はできません。

(3) 減免できる台数

減免を受けることができる自動車は、障害者1人に対し1台（軽自動車を含む。）に限ります。そのため、すでに減免を受けている自動車を買換える場合には、減免申請時にすでに減免を受けている自動車を抹消登録又は移転登録する必要があります。

ただし、移転登録した場合で、移転先が同一住所の家族である場合には、新たな減免申請はできません。また減免を受けている自動車の登録から1年以内に再度申請する場合には、移転登録ではなく抹消登録をしていただきます。